

令和 8 年度 「短期大学評価基準観点表」 修正一覧表

- 令和 8 年度用 評価校マニュアル【参考資料】「1.短期大学評価基準観点表」(pp.27-48) の修正箇所を朱書きとし、修正箇所以外については省略「(略)」とした。

「短期大学評価基準観点表」 修正一覧	
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 (略)	
基準Ⅱ 教育課程と学生支援 (略)	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	
A 人的資源 (略)	
B 物的資源 (略)	
C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 (略)	
D 財的資源	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。	(略)
	☐ (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
	(略)
	⑦学校法人会計基準に従い、会計処理を行うとともに、会計帳簿及び計算書類等を正確に作成し、これらを保存している。
区分	点検・評価の観点
基準Ⅲ-D-2	(略)
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス	
A 理事会運営	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-1	(略)
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-2 理事会は法令等に基づき開催され、学校法人の意思決定機関として適切に機能している。	(略)
	☐ (4) 理事会は、 学校法人 の運営に関する法的な責任があることを認識している。

令和 8 年度 「短期大学評価基準観点表」 修正一覧表

「短期大学評価基準観点表」 修正一覧	
	(略) ☐ (6) 理事会は、理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合するための体制等（内部統制体制）を文部科学省令に基づき整備している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-A-3	(略)
B 教学運営	
(略)	
C ガバナンス	
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	(略) ☐ (4) 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他文部科学省令で定めるものを調査している。 ☐ (5) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況の監査を行い、毎会計年度、監査報告を作成し、当該会計年度終了後 4 か月以内に理事会及び評議員会に提出している。 ☐ (6) 監事は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-2 評議員会は法令等に基づき開催され、諮問機関等として適切に運営している。	☐ (1) 評議員は、寄附行為に基づき適切に選任されている。 ☐ (2) 評議員会は、理事の数を超える数の評議員をもって組織している。 ☐ (3) 評議員会は適切に招集され、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の職務の執行の状況について、役員に対して意見を述べ、又はその諮問に答えている。 ☐ (4) 評議員は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	(略) ☐ (3) 会計監査人は、監査を行ったときは、適宜、監事に報告するとともに、会計監査報告を作成し、監事及び理事会に提出している。 ☐ (4) 会計監査人は、学校法人の運営に関する法的な責任があることを認識している。
D 情報公表	
区分	点検・評価の観点
	(略)

令和 8 年度 「短期大学評価基準観点表」 修正一覧表

「短期大学評価基準観点表」 修正一覧	
基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	☐ (2) 学校法人が採用したガバナンス・コードに対する適合状況を公表している。
公立短期大学の評価基準観点表 (1) 公立大学法人の場合 基準Ⅲ 教育資源と財的資源 (略) 基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス A 公立大学法人の意思決定	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-A-1 法令等に基づき公立大学法人の管理運営体制が確立している。	☐ (1) 公立大学法人の長は、公立大学法人を代表し、その業務を総理している。
	☐ (2) 公立大学法人の意思決定は法令等に基づき適切に行われている。
	☐ (3) 役員は、その職務に法的な責任があることを認識している。
	☐ (4) 公立大学法人が定めた又は採用したガバナンス・コードに対する適合状況を確認している。
B 教学運営	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得させるために、教学マネジメントの確立に努めている。	☐ (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
	① (略)
	②学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
	③学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
	(②・⑤・⑥ (削除))
	☐ (2) 学長等は、教授会を学則等に基づき開催し、適切に運営している。
	(略)

令和 8 年度 「短期大学評価基準観点表」 修正一覧表

「短期大学評価基準観点表」 修正一覧	
	③学長等は、教授会規程に基づき教授会を運営 (削除) している。 (略)
C ガバナンス	
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-1 監事は法令等に基づき適切に業務を行っている。	☐ (1) 監事は、公立大学法人の業務を監査し、公立大学法人の規則に基づき、毎会計年度、監査報告を作成している。
	☐ (2) 監事は、公立大学法人が法令に基づく認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の文部科学省令で定める書類を文部科学大臣に提出しようとするときに、これらの書類を調査している。
	☐ (3) 監事は、その職務に法的な責任があることを認識している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-2 経営審議機関は法令等に基づき開催され、審議機関として適切に運営している。	☐ (1) 経営審議機関は、定款で定める経営に関する重要事項を審議している。
区分	点検・評価の観点
基準IV-C-3 会計監査人は法令等に基づき適切に業務を行っている。	☐ (1) 会計監査人は、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書の監査を行い会計監査報告を作成している。
	☐ (2) 会計監査人は、その職務に法的な責任があることを認識している。
D 情報公表	
区分	点検・評価の観点
基準IV-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	(略)
	(2) (削除)
(2) 公立大学法人以外の場合	
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	
(略)	

「短期大学評価基準観点表」 修正一覧	
基準Ⅳ 短期大学運営とガバナンス	
C ガバナンス	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-C-1 ガバナンスが適切に機能している。	(略)
	☐ (5) 公立大学が定めた又は採用したガバナンス・コードに対する適合状況を確認している。
D 情報公表	
区分	点検・評価の観点
基準Ⅳ-D-1 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。	(略)
	(2) (削除)

以上